

---

平成26年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成26年3月20日 (木曜日)

---

議事日程 (第5号)

平成26年3月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第2号 平成25年度築上町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第2 議案第3号 平成25年度築上町霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第4号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第5号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第6号 平成26年度築上町一般会計予算について
- 日程第6 議案第7号 平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第8号 平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第9号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第10号 平成26年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第11号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第12号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第13号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第14号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第16号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第17号 平成26年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第18号 築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 築上町簡易水道事業(築城中部地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 築上町簡易水道事業(築城地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第21 議案第22号 築上町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第22 議案第23号 築上町農業推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町固形堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 築上町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 発議第2号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決  
議（案）について
- 日程第29 意見書案第1号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関す  
る意見書（案）について
- 日程第30 意見書案第2号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関す  
る意見書（案）について
- 日程第31 陳情第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のため  
の意見書採択」に関する陳情について

（追加分）

- 日程第32 選挙第2号 築上町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第33 選挙第3号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について
- 日程第34 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 平成25年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第2 議案第3号 平成25年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第4号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に  
ついて
- 日程第4 議案第5号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につ  
いて
- 日程第5 議案第6号 平成26年度築上町一般会計予算について
- 日程第6 議案第7号 平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第8号 平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第9号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算につい

て

- 日程第9 議案第10号 平成26年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第11号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第12号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第13号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

て

- 日程第13 議案第14号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第16号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第17号 平成26年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第18号 築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 築上町簡易水道事業（築城中部地区）給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 築上町簡易水道事業（築城地区）給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 築上町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第23号 築上町農業推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町固形堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 築上町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 発議第2号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議（案）について
- 日程第29 意見書案第1号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）について
- 日程第30 意見書案第2号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）について
- 日程第31 陳情第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について

(追加分)

日程第32 選挙第2号 築上町選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第33 選挙第3号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

日程第34 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

出席議員 (15名)

1番 工藤 政由君	2番 小林 和政君
3番 宮下 久雄君	4番 西畑イツミ君
5番 西口 周治君	6番 工藤 久司君
8番 丸山 年弘君	9番 吉元 成一君
10番 武道 修司君	11番 塩田 文男君
12番 塩田 昌生君	13番 中島 英夫君
14番 田原 宗憲君	15番 信田 博見君
16番 田村 兼光君	

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君	補佐 木部 英明君
----------	-----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
教育長 .....	進 俊郎君		
会計管理者兼会計課長 .....			田中 哲君
総務課長 .....	則行 一松君	財政課長 .....	中野 誠一君
企画振興課長 .....	渡邊 義治君	人権課長 .....	中野 康弘君
税務課長 .....	田村 一美君	住民課長 .....	平塚 晴夫君
福祉課長 .....	高橋 美輝君	産業課長 .....	田村 啓二君
建設課長 .....	平尾 達弥君	都市政策課長 .....	久保 和明君
上水道課長 .....	加來 泰君	下水道課長 .....	古田 和由君

総合管理課長 …………… 松田 洋一君 環境課長 …………… 永野 隆信君  
農業委員会事務局長 …… 加来 直之君 商工課長 …………… 神崎 一浩君  
学校教育課長 …………… 金井 泉君 生涯学習課長 …………… 宮尾 孝好君  
監査事務局長 …………… 木部 英明君

---

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

---

**日程第1. 議案第2号**

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第2号平成25年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長、塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第2号平成25年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、本年度の事業完了による関連予算、コミュニティーセンター建設費の減額及び子ども医療費助成事業基金の増額であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、中島産業建設常任委員長、中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第2号平成25年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、本年度の事業完了による道路等関連予算の減額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものを決定しました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、信田総務常任委員長、信田議員。

○総務常任委員長（信田 博見君） 議案第2号平成25年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、決算見込み等による職員人件費の減額及び基金積立金の増額が主な補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで、討論を終わります。

これより、議案第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第2. 議案第3号

日程第3. 議案第4号

日程第4. 議案第5号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第2、議案第3号平成25年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第4、議案第5号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第5号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第3号から議案第5号までの委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長、塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第3号平成25年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について、慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第4号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、農業集落排水事業費の確定による減額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、社会資本整備総合交付金の追加による増額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第3号平成25年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。反対の意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これ以て討論を終わります。

これより議案第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。反対の意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これ以て討論を終わります。

これより議案第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。反対の意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第5. 議案第6号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第6号平成26年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長、塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第6号平成26年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、中島産業建設常任委員長、中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第6号平成26年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、本年度は骨格予算で、経常的経費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものを決定しました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、信田総務常任委員長、信田議員。

○総務常任委員長（信田 博見君） 議案第6号平成26年度築上町一般会計補正予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものを決定しました。（「委員長、補正予算でなくて、補正予算じゃないです。会計予算」と呼ぶ者あり）

議案第6号平成26年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものを決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 反対討論をいたします。

全ての予算に反対するものではありませんが、見過ごすことができない予算が計上されています。今回の臨時福祉給付金給付事業は、1回限りの1人、5,000円のお金で消費税増税を認



めさせようとすることに反対です。

全ての町民に恩恵があるのではなく、非課税世帯で、扶養されている人を除くなど、いろいろな不公平感が生まれる問題がありますので、この問題点を指摘します。

日本共産党は、広範囲の人たちと一緒に消費税増税に反対しています。時事通信の世論調査によると、今、景気回復に実感なしと答える人が75%に上るとの報告です。収入はふえないのに物価だけ上昇しています。このまま増税したら、今でも苦しい暮らしと日本経済をどん底に突き落とすことになります。4月からの消費税増税を前提にした予算です。

また、今回も築城基地協賛会負担金や自衛隊父母会補助金が計上されています。

以上が反対の理由です。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成の意見のある方。吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 討論と予算については、所管分以外でも、これはいかなものかなど考えさせられる要素のあるものは、確かにあると思いますが、慎重に検討した結果、やっぱり一部自分の意に反することがあって、どうしてもそれについて認められない場合は、修正動議という手もありますので、今回はそこまでするような議案はないと、こういうふうに感じまして、残りの部分については、全て町民にとって必要不可欠な分があるということで、賛成の討論をいたします。

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第6号について採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6、議案第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第7号平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長、塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第7号平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これですべての討論を終わります。

これより議案第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第8号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第8号平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長、塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第8号平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これですべての討論を終わります。

これより議案第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第9号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第9号平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長、中島議員。

○議長（中島 英夫君） 議案第9号平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第9. 議案第10号

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第9、議案第10号平成26年度築上町霊園事業特別会計予算についてから、日程第16、議案第17号の平成26年度築上町水道事業会計予算についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第17号まで一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第10号から議案第17号までの委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長、塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第10号平成26年度築上町霊園事業特別会計について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第11号平成26年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、この制度に対して反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号平成26年度築上町水道事業会計予算について、本案について慎重に審査をした結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第10号平成26年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第10、議案第11号平成26年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 委員会でも反対しましたので、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度導入時、厚労省の担当幹部は、医療費が際限なく上がる痛みを後期高齢者みずからの痛みで感じてもらうと明言しました。75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど、保険料にはね返る仕組みだからです。負担増か、医療費を使うことを我慢するかという二者択一を高齢者に迫る制度の仕組み自体を改めなければ、根本的に解決できません。

2年の1度の改定のたびごとに保険料は上がります。高い保険料は負担能力を超えつつあります。必要な医療が受けられない事態につながりかねない高齢者の健康と命にかかわる問題です。長生きした人たちにつらい思いをさせる医療制度は、全ての世代にとって不幸です。

以上が反対の理由です。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第12号について採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お座りください。起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第13号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第14号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第15号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第16号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号平成26年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第17号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第17. 議案第18号

日程第18. 議案第19号

日程第19. 議案第20号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第17、議案第18号築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第19、議案第20号築上町簡易水道事業（築城地区）給水条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第20号まで一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第18号から議案第20号までの委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長、塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第18号築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号築上町簡易水道事業（築城中部地区）給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、水道料金を築上町水道料金と統一するため、平成26年4月から激変緩和の経過措置により段階的に引き上げるための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号築上町簡易水道事業（築城地区）給水条例の一部を改正する条例の制定について、



本案について慎重に審査した結果、水道料金を平成26年4月から築上町水道料金と統一するための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第18号築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第18号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号築上町簡易水道事業（築城中部地区）給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第19号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号築上町簡易水道事業（築城地区）給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これにて討論を終わります。

これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第20. 議案第21号

日程第21. 議案第22号

日程第22. 議案第23号

日程第23. 議案第24号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第20、議案第21号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第23、議案第24号築上町固形堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定については、産業建設常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第24号まで一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第21号から議案第24号までの委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長、中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第21号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、公園内の野外ステージ等を整備したことに伴い照明と音響の利用料が発生するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものを決定いたしました。

議案第22号築上町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、農協合併に伴う名称変更のためであり、原案のとおり可決す

べきものと決定しました。

議案第23号築上町農業推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。農協合併に伴う名称変更のためであります。

議案第24号築上町固形堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消費税改正によるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 日程第20、議案第21号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号築上町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 2、議案第 2 3 号築上町農業推進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 2 3 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 2 3 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 3、議案第 2 4 号築上町固形堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 2 4 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 2 4 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第24. 議案第25号

○議長（田村 兼光君） 日程第24、議案第25号築上町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長、塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第25号築上町青少年問題協会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第25号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第25. 議案第26号

○議長（田村 兼光君） 日程第25、議案第26号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長、塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第25号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第26号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第26. 議案第27号

○議長（田村 兼光君） 日程第26、議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長、中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定に本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第27号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第27. 議案第28号

○議長（田村 兼光君） 日程第27、議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長、塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定について、

本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第28号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第28. 発議第2号

#### 日程第29. 意見書案第1号

#### 日程第30. 意見書案第2号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第28、発議第2号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議（案）についてから、日程第30、意見書案第2号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）についてまでは、産業建設常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第28号から意見書案第2号まで、一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、発議第28号から意見書案第2号までの委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長、中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 発議第2号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議（案）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものを決定しました。

意見書案第1号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

意見書案第2号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 日程第28、発議第2号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議（案）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより発議第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。発議第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、意見書案第1号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより意見書案議第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、意見書案第2号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する



る意見書（案）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これでは討論を終わります。

これより意見書案第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第31. 陳情第1号

○議長（田村 兼光君） ここで継続審査分です。日程第31、陳情第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長、中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 陳情第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり採決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これでは討論を終わります。

これより陳情第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

---

### 日程第32. 選挙第2号

○議長（田村 兼光君） ここで、追加案件です。

お諮りします。日程第32、選挙第2号築上町選挙管理委員及び補充員の選挙についてから、日程第34、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、選挙第2号から常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、委員会付託を省略し、本日即決することと決定しました。

日程第32、選挙第2号築上町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

当選挙は、選挙管理委員から委員及び補充員の選挙について通知がありましたので、地方自治法第182条第1項の規定により選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、推選の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。築上町選挙管理委員に西村好文氏、迫田康隆氏、高橋献一氏、井上緑氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を築上町選挙管理委員の当選と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました西村好文氏、迫田康隆氏、高橋献一氏、井上緑氏が築上町選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員の指名を行います。

築上町選挙管理委員補充員に、垣内孝子氏、白石秀子氏、原田由美子氏、土岐祐三氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を築上町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました垣内孝子氏、白石秀子氏、原田由美子氏、土岐祐三氏が築上町選挙管理委員補充員氏に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

---

### 日程第33. 選挙第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第33、選挙第3号福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、推選の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。福岡県介護保険広域連合議会議員に新川久三君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました新川久三君を福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました新川久三君が、福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第33条の第2項に規定によって当選の告知をします。

---

### 日程第34. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） 日程第34、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることが決定しました。

---

### 追加日程第1. 意見書案第3号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。先ほど、陳情第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情が採択されたことに伴い、ただいま産業建設常任委員会、中島英夫委員長から意見書案第3号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」を求める意見書（案）が提出されました。会議規則第22条の規定により、意見書案第3号についての日程を追加し、追加日程第1として意見書案第3号についてを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

決定しましたので、ここで発議等を配付します。

〔資料配付〕

○議長（田村 兼光君） お諮りします。追加日程第1、意見書案第3号の「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書（案）」については、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1の「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」を求める意見書（案）については、本日即決することとします。

追加日程第1、意見書案第3号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」を求める意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。進事務局長。

○事務局長（進 克則君） 意見書案第3号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」を求める意見書（案）について、上記の意見書案を、地方自治法第109条第6項、及び、築上町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。平成26年

3月20日、提出者、産業建設常任委員長中島英夫。築上町議会議長田村兼光殿。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 提案理由を簡単に述べます。

もう簡単に行きます。本案については、全国307市町村議会が加入しております全国森林環境税創設促進議員連盟会長、新潟県村上市市会議長からの依頼でございます。

平成24年10月に導入されました地球温暖化対策のための石油・石炭税の税率の特例措置は、使途は、CO<sub>2</sub>排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまっている状況であります。

よって、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の面積・保全等の推進に関する市町村の役割を踏まえて、税収の一定割合を森林面積に応じて贈与する仕組みの構築を強く求めるものであります。

ついては、地方自治法第99条の規定による意見書案の提出をするものであります。よろしく審議の上、御採択をお願いします。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより意見書案第3号について採決を行います。

意見書案第3号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 3月議会、3月3日から開会いたしまして18日間、全議案を慎重審議していただきまして、大変ありがとうございました。全てが可決をいただきました。重ねて御礼申し上げます。

気候も非常に温かくなってまいりました。菜の花がもう満開になりつつございます。そしてま

た、桜もすぐに時季がやってこようかと思えます。

しかし、中国からのPM2.5ということで、得体の知れないようなものが降ってきております。議員の皆さん方には御自愛をいただきながら、健康に留意をしていただき、また、町政の中にいろんな提案をしていただければ幸いに存じるところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それから、職員の退職が16名ということで、大量に職員が平成25年度、もうやめた者もございすけれども、総勢16名ということで、また、新しく入る職員が一応12名予定をしております。それから、あと、ことしから、平成26年度から再任用制度ということで、本人の希望によって、必ず雇用をしなければいけないと、こういう制度になりましたので、ほとんどの退職者が一応1年間残留していただくということになっておるところでございます。

議員の皆さんには、また職員ともども町政を考えていただきたいと、このように考えているところでございます。

本当にどうもありがとうございました。

---

○議長（田村 兼光君） これで平成26年第1回築上町議会定例会を閉会します。御苦勞さまでした。

午前11時03分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員